

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>田原市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保証するためには、田原市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、田原市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、田原市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。))を都道府県と共同して構築している。田原市は住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第25号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)、第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. 証明書コンビニ交付システム <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、本市CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内本市CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(筒井都道府県の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [実施する]
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表第3欄が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、151、152、156、160、163、164、165、166の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令において「住民票関係情報」が含まれる条(第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第50条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第93条、第94条、第98条、第108条、第110条、第112条、第114条、第117条、第120条、第126条、第131条、第132条、第134条、第138条、第139条、第140条、第143条、第145条、第146条、第153条、第154条、第158条、第162条、第165条、第166条、第167条、第168条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話番号 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民環境部市民課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話番号 0531-23-3511
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、申請書に記載された個人番号や本人情報のデータベースへの入力の際などは、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	田原市情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに等に基づき、人的安全管理措置や物理的安全管理措置等講じるとともに、下記のとおり運用している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報の取り扱い(保管・廃棄等)に際しては複数人で確認する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長 彦坂真	市民課長 川合一子	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	1. 住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	事前	システム更新に係る再実施による
令和3年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報	【情報照会の根拠】 なし(住民基本台帳に関する事務において情報	事前	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月18日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月18日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
令和3年3月22日	IV-8 監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更該当し
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(簡井都道府県の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(簡井都道府県の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和7年11月26日	I-4-②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項、42の項、43の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二命令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条、第25条及び第25条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、28、29、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令において「住民票関係情報」が含まれる条(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第24条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、第8号及び同号に基づく主務省令第2条の表第3欄が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、151、152、156、160、163、164、165、166の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令において「住民票関係情報」が含まれる条(第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第50条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第93条、第94条、第98条、第108条、第110条、第112条、第114条、第117条、第120条、第126条、第131条、第132条、第134条、第138条、第139条、第140条、第143条、第145条、第146条、第153条、第154条、第158条、第162条、第165条、第166条、第167条、第168条)	事後	根拠法令の改正
令和7年11月26日	IV-8 人でを介在させる作業	項目なし	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住民基本台帳を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、申請書に記載された個人番号や本人情報のデータベースへの入力の際などは、複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式への移行
令和7年11月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 田原市情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに等に基づき、人的安全管理措置や物理的安全管理措置等講じるとともに、下記のとおり運用している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報の取り扱い(保管・廃棄等)に際しては複数人で確認する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行